

---

件名： 第1回 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会  
日時： 2005年10月04日 13:00～15:00  
場所： 航空会館 506号会議室

---

## 1 開会

## 2 挨拶

農水省：トレーサビリティシステム導入促進策の一環として、この品目別ガイドラインの作成に力を入れている。自発的な取り組みとして品目毎に業界の団体が集まり、川上から川下まで幅広い関係者の参加を得て、情報伝達内容・識別管理の方法・消費者への伝達方法などを標準化・共通化していくことに主眼を置いている。今回のテーマである海苔も昨今、数少ない輸入割当制度の対象であり、今、WTOのパネルが設置され、手続きが進行中と聞いている。こうしたなかで、国内産海苔の差別化も含め、ご審議いただければと考えている。

## 3 審議

### 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定の趣旨について

事務局：(資料2「海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定の趣旨」を説明)

委員A：「ガイドライン策定の趣旨」の「背景」として、輸入割当枠の拡大により韓国産、中国産の輸入が増加するということが挙げられている。しかし、国内産・外国産に関わらず、安全・安心に関わる情報へのニーズが高まっている、ということを書き加えたほうがよい。

**結論：「ガイドライン策定の趣旨」の「背景」に、安全・安心に対する生産や流通履歴のニーズが高まっていることを入れてまとめる。**

### 現地調査報告

事務局：(資料3「現地調査報告」を説明)

委員A：産地側の漁連、漁協の独自のブランドは存在するのか。原料が途中で製品として姿が変化するので、加工業者によってブランドを形成しているのか。

委員B：一部の組合では最終商品として漁協のブランドのものはあるが、ごくわずかである。

委員C：たとえば、「有明海産」というような範囲の表示により販売しているところは多い。

もちろん、佐賀県産、柳川産、福岡県産といった表示をして販売しているところはあるが、非常に少ない。

委員 A：そういう形で消費者が認知できるのか。

委員 D：一部の産地を除くと、産地と海苔の特徴が消費者に通じておらず、産地を謳っていない。その一方で、なるべく開示したいとも思う。

委員 A：2つの産地を混ぜて製品製造することはないのか。

委員 D：それはない。ただ、例えば有明海は非常に広い範囲を示しているのので、福岡や佐賀などいろいろな原料が用いられうる。

委員 E：都道府県名より海域名で分かれると、なんとなくイメージが掴み易い。

委員 F：ただ、同じ有明海の中でも県ごとに養殖方法が異なるため、内容が全然違う場合がある。その辺をどのように消費者の方が考えて買われるかが課題である。

委員 E：摘む時期によっても海苔の品質に違いはあるのか。

委員 F：大体、一回摘みが一番よいとされている。

委員 A：生産者側からこういった情報をだすか、また消費者側からどこまで遡及可能にするか、ガイドラインの課題だと思う。

## ガイドライン骨子

### ●海苔のトレーサビリティの目的

事務局：(資料4「海苔のトレーサビリティシステムガイドライン骨子案」を説明)

委員 E：海苔についても、安全性を確保することが大前提であり、トレーサビリティの第一の目的とすべきではないか。その上で、適切な原産地表示が遵守や、輸入品に対する差別化も可能になるのではないか。

事務局：トレーサビリティは、HACCPや一般衛生管理のような、食品の危害を直接的に減らす取り組みではない。何か問題が起きた時に原因追及や再発防止に寄与するものだ。海苔については、「安全性向上への寄与」より「情報信頼性の向上」の方が重視される場合が多いと考えたため、骨子案にはその順に記述させていただいた。

委員 B：コンビニおにぎり等の業務用では、同じグレードのものであれば、生産者や産地に関係なく、1つの規格品として扱われる場合もあるのが実態だ。そこをどうクリアできるかが、一番の問題になってくると思う。今後、外国産が同じ用途に使われる時に、トレーサビリティによって1つの原産地に遡及でき、安心を提供できる仕組みを確立したい。

農水省：何か1つの目的というわけではなく、幅広くトレーサビリティの目的を考えていただければいい。

委員 A：個々の事業者が、システムの効率化するというメリットもある。

### ●伝達・開示すべき情報

委員 A：安全性確保のために消費者側から求める情報を、ガイドラインの中で決めるべきではないか。

事務局：ガイドライン骨子案には、どのような立場の人からどのような場合に問い合わせ

を受けた時に、何を開示できるようにしているのか、という体制を整えておくことの必要性を述べた。さらにガイドラインにおいて、トレーサビリティに取り組む以上、最低限伝達すべき情報項目を明記することも考えられる。

**結論:** 開示する情報は一律に決めず、目的に応じて必要な記録や開示情報をまとめる。問い合わせを受けた時に、答えられるような体制の整備について盛り込む。

### ●各事業者の責任

委員 F: トレーサビリティをきちんとやることにより、責任の所在をはっきりとさせることができる。消費者の方が商品を買われて、問題があった時にその責任が生産者段階にあるのか、加工業者の段階にあるのか、それとも流通業界の中にあるのということを、はっきりさせることが大切なのではないか。

委員 D: 業務用の場合、同一の規格で安心できるものを提供することが重要だが、海苔は責任の所在が見えにくい。トレーサビリティを導入することで、問題を起こさないような原料や商品を供給できる。

委員 F: 現実としては、漁協単位までしか特定できない場合、漁協がどこまで責任が持つてくれるのか。「生産者個人まで特定できなければ、責任は持てない」という話になれば、加工業者は生産者個人まで特定できるように管理しない限り、責任の所在ははっきりしない。生産者個人まで特定できるように管理すると、製造効率は低下する。例えば、県漁連で責任を負うということであれば、そこまでトレーサビリティはある意味いいかもしれない。トレーサビリティにおいて、どの範囲までの特定が必要かというのを明確にしなければならぬと感じる。

事務局: 現状は、責任の取り方として、「返品・返金に応じる」「返品に応じないまでも、指導等の対応をとる」といったかのレベルが存在する。

**結論:** 「目的」に責任の明確化について書き加える。また、責任の取り方に応じて、遡及・追跡により特定できるようにすべき範囲について整理する。

### ●加工時における生産者の記録

委員 A: トレーサビリティとしては、「だれ」ということが分かる仕組みが必要だ。識別媒体など IT の応用が有効ではないか。

委員 F: 生産者の情報は、現物（帯紙）に付与される形もらっているので、どの生産者の原料を使って製品を作ったのか、やろうと思えばできるが、生産効率が下がる。

委員 A: その問題は連続生産の場合は必ず起きる。ロットの切り替えで、複数の情報が重なってしまうのをやむを得ないとみるのか、それとも必要とみるのか、今後検討していかなくてはならない。

事務局：帯紙<sup>1</sup>にバーコードを入れれば、原料投入口で帯紙のバーコードを読みとることにより、何時何分何秒にどの生産者のものを投入したか記録しやすくなる。これにより、例えば、どの生産者のものに異物等の問題があったか明らかにしやすくなる。

委員 C：バーコードには、どのような情報を入れることを考えているのか。

事務局：一番導入しやすいのは、漁連名、漁協名、生産者名のコードだけ。これなら、現状配布している帯紙に予め印刷しておくだけでよい。

委員 F：生産者名・漁協名だけでなく、入札会の回数や、等級についても特定できるようにしてほしい。

委員 C：等級は、（漁協で行う等級）検査の後でないと載せることができない。

事務局：現地調査を行い、検査の結果の情報も特定できる方法を検討したい。例えば、帯紙に生産者を特定する記号に加え、シリアル番号を打っておいて、検査結果の情報とシリアル番号を関連付けてサーバに蓄積しておき、必要に応じて情報提供することは可能である。

委員 A：経営効率上の効果が事業者によって異なり、できるところとできないところの差がつく恐れがある。事業者の任意とすべき部分もあるだろう。一方で商品差別化が可能になるメリットもあるかもしれない。バーコード等を活用する将来展望が盛り込めるとよい。

**結論：漁協や生産地の調査を行い、バーコードの標準化についても検討を行う。**

#### 4 閉会

※次回開催日程は未定（11月下旬～12月上旬を予定）

---

<sup>1</sup> 生産者が作る一次加工品である乾海苔 100 枚を一つに束ねている紙の帯。生産者名、生産者番号、漁協名が予め印刷されている。製造年月日や等級については、その都度印を捺す。